

令和6年度 農道維持管理事業（明許繰越）
金平橋耐震性能照査業務委託

特記仕様書

第1章 総則

(1)適用範囲

本特記仕様書は、掛川市が発注する「令和6年度 農道維持管理事業（明許繰越） 金平橋耐震性能照査業務委託」に適用する。

(2)業務管理

委託者は委託契約書、設計図書、本特記仕様書、業務打合せ書及び関係法規を尊重し、監督員（掛川市建設工事執行規則第2条第1号による職員「以下監督員という。」）の指示を受け正確に施工しなければならない。

(3)履行期間

本業務の履行期間は設計書による期間とする。

(4)秘密の保持

受託者は、業務の内容及びその成果を発注者の承諾を得ずに第三者に知らせてはならない。

第2章 業務目的

農道橋が大規模地震による被害を受けた場合、復旧するまでに使用が不可能となり農業生産だけでなく、施設周辺の主要道路や人家等にも甚大な被害を与える恐れがある。また、現行道路橋示方書（平成24年3月）で要求される安全性能（耐震性能）が不足していることが判明したため、被災を未然に防止する農道防災対策に向けた耐震性能の照査を行う。

対象橋梁

農道神田線 金平橋（掛川市上西郷地内）

第3章 業務内容

第1条 橋梁耐震性能照査

(1) 調査・設計計画

業務の目的・主旨を把握したうえで、特記仕様書に示す業務内容を確認し、業務概要・実施方針・業務工程・業務組織計画・打合せ計画・成果物の内容・部数・使用する主な

図書及び基準・連絡体制（緊急時含む）等について業務計画書を作成する。

(2) 現地踏査

現地踏査を行い、現況の交通状況、路下の状況等を現地の概況を調査する。

(3) 橋梁一般図作成

既往設計図書及び現況調査結果を基に、補強設計に用いる一般図を作成する。

(4) 支承部及び落橋防止システムの安否検討

道路橋示方書Ⅴ編（平成 29 年 11 月）版に基づき、支承部及び落橋防止システムの安否について検討する。

(5) 鉄筋探査

鉄筋探査機等により配筋状況を確認したうえで、発注図面等を照査して図面を作成する。作業時の安全対策等については、関係機関と協議を行うこととする。復旧が必要な場合は協議を行うこと。

(6) 支承部補強設計

支承部の改修方法を比較検討し基本設計を行う。

(7) 落橋防止システム設計

落橋防止システムの改修方法を比較検討し基本設計を行う。

(8) 関係機関との協議資料作成

必要な関係機関（河川管理者等）との協議に必要な資料を作成する。

(9) 施工計画

対策工法や用地状況から、施工計画及び仮設計画の基本的な立案を行う。

(10) 照査

設計方針、設計手法、工法及び施工方法が適切であるかの照査を行う。また、設計図、数量計算書の正確性、適切性及び整合性に着目して照査を行う。

(11) 報告書作成

設計業務の成果として全体をとりまとめ、報告書を作成する。

第 2 条 貸与資料

・橋梁台帳 1 式

第 3 条 参考資料及び貸与資料の取扱い

受注者は、本業務により得た資料、成果を部外の者に貸与、もしくは閲覧させる等の行為を行ってはならない。また、設計作業遂行上その必要がある場合は、事前に監督員の承諾を得なければならない。

第 4 章 打合せ

第 4 条

打合せ時期及び回数等については、下記のとおりとする。なお、業務実施にあたっては、あらかじめ実施計画について監督員と打合せを行うこと。

- (1) 調査作業着手の段階 1回
- (2) 中間 2回
- (3) 報告書原稿作成段階 1回

第5章 成果物

第5条

成果品及び提出部数は次表のとおりとする。

区分 規格 部数 備考

報告書（添付図面含む） A4 2部 コピー

電子成果品 1式 CD2枚

収集した各種データ・参考文献の抜粋等 - 1式

第6章 契約変更

第6条

契約書に規定する発注者と受注者による協議事項は次のとおりとする。

- (1) 第3章に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (2) 第5章に示す「成果品提出部数」に変更が生じた場合。
- (3) 実施期間に変更が生じた場合。
- (4) その他

第7章 定めなき事項

第7条

その他定めなき事項は以下のとおりとする。

- (1) 委託業務作業中であっても、工期前に部分納品を求める場合がある。
- (2) その他、本仕様書等で定めがない事項は、監督員と協議すること。